

定款モデル No 1

取締役会設置、監査役設置、監査役会非設置、会計参与設置
(委員会設置会社以外・単元不採用かつ端株不採用)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、 株式会社と称し、英文では と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都 区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、 万株とする。

(株券の発行)

第6条 当社は株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

【譲渡制限の承認機関を代表取締役とする場合】

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は代表取締役の承認を受けなければならない。

【一定の者との間の譲渡について譲渡承認があったものとみなす場合】

2 次の各号に掲げる場合には前項の承認があったものとみなす。

- (1) 株主間の譲渡
- (2) 当社の従業員持株会を譲受人とする譲渡
- (3) 当社の役員または従業員を譲受人とする譲渡

【指定買受人の決定を代表取締役に授權する場合】

3 取締役会が第1項の承認しない場合、代表取締役は指定買受人を定めることができる。

【指定買受人を具体的に定める場合】

3 取締役会が第1項の承認しない場合、当該株式は____、____、××のいずれかの者が買い取ることができる。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

【相対による自己株式取得の総会決議において売主追加請求権を排除する場合】

第 条 当社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部または一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年 月 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要がある場合に召集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【定款変更の決議を強化する場合】

- 3 当社の定款を変更する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該株主の議決権の4分の3以上をもって行う。

【合併等の決議を強化する場合】

- 3 当社の合併、会社分割、株式交換または株式移転にかかる契約または計画を承認する決議は、前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の5分の4以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。